ご先祖さまを知る第一歩

除籍謄本の取り方

目次

はじめに	この手引きについて	2頁
一	除籍謄本でたどれる時代	2頁
二	除籍謄本の保存期間	2頁
三	最寄りの市区町村の窓口で請求する	3頁
四	受け取ったら確かめること	5頁
五	綴がお手伝いできること	6頁
付録	窓口へ出向けないとき	6頁

はじめに　この手引きについて

この手引きは、ご先祖さまを戸籍でたどりたいと考えている方に向けたものです。次の二つをまとめました。

- 除籍謄本の取り方（最寄りの市区町村の窓口で、本籍地が遠くてもまとめて請求できます）
- 受け取ったら確かめること

相続の手続きなどで戸籍がすでにお手元にある方は、「四　受け取ったら確かめること」からお読みください。

一　除籍謄本でたどれる時代

古い戸籍は、次の二種類の謄本で取り寄せます。

- 除籍謄本：記載された人が結婚や死亡などで全員除かれた戸籍の写し
- 改製原戸籍（かいせいげんこせき）謄本：法律の改正で戸籍の様式が改められる前の、古い戸籍の写し

現在取り寄せられる最も古い戸籍は、明治19年（1886年）の様式の戸籍です。そこには、その時点の戸主と、戸主の前の代の氏名が記されています。そのため、多くの家では、4代から5代前、江戸時代の終わりごろにお生まれのご先祖さままでたどれます。

二　除籍謄本の保存期間

除籍謄本のもとになる除籍簿の保存期間は、次のとおりです。

- 現在：150年（戸籍法施行規則 第5条第4項）
- 平成22年（2010年）の改正まで：80年

そのため、昭和初期（1930年ごろ）より前に除かれた戸籍は、役場の判断ですでに廃棄されている場合があります。

> 現在残っている古い除籍謄本は、早めに取り寄せてお手元に置いておくと安心です。請求の際に「廃棄などで交付できない分がある場合は、その旨を教えてください」と伝えると、廃棄された分があるかどうかも分かります。

三　最寄りの市区町村の窓口で請求する

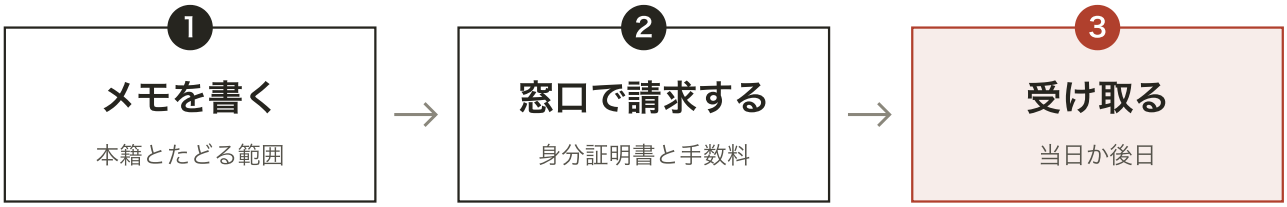

令和６年（2024年）３月１日から、ほかの市区町村に本籍がある戸籍も、最寄りの窓口で請求できます（広域交付）。

- 古い除籍謄本や改製原戸籍謄本も、多くはこの方法で取得できます。
- 本籍地が何か所かに分かれていても、一か所の窓口でまとめて請求できます。

請求できる人

請求できるのは、次の方です（戸籍法 第10条第１項）。

- その戸籍に記載されている本人
- その配偶者
- 直系の親族（父母や祖父母、子や孫）

ご自身から見て直系のご先祖さまの戸籍は、ご自身で請求できます。おじ、おば、いとこの家の戸籍が必要なときは、その家の方ご自身に請求していただきます。

広域交付には、次の決まりがあります。

- 請求する方ご本人が窓口へ出向きます。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- 兄弟姉妹の戸籍は請求できません。

持参するもの

- [ ] 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- [ ] 手数料（除籍謄本と改製原戸籍謄本は１通750円、戸籍謄本は１通450円）
- [ ] 次の頁の「窓口で渡すメモ」

この手引きは、2026年10月時点の法令と手数料をもとにしています。請求の際は、請求先の役場のご案内もあわせてご確認ください。

窓口で渡すメモ

下のメモに書き込み、切り取って窓口で渡すと、手続きが早く進みます。たどる範囲は、下の「手数料の目安」を見て一つ選び、メモの□に印を付けます。

手数料の目安

たどる範囲	通数の目安	手数料の目安
父方の家だけ	3〜6通	約2,000〜5,000円
父方と母方の家	6〜12通	約5,000〜9,000円
祖父母4人それぞれの家	12〜25通	約10,000〜20,000円

1通750円で数えた、おおよその額です。本籍の移動や分家が多い家では、通数が増えます。

切り取り線

窓口で渡すメモ

たどる範囲　□ 父方の家だけ　□ 父方と母方の家　□ 祖父母4人それぞれの家

分かる範囲の本籍　〈市区町村と大字。番地が分からなければ「番地不明」〉

使用目的　先祖の調査（家系図の作成のため）

印を付けた範囲で、私の直系の先祖の戸籍を、除籍謄本と改製原戸籍謄本も含めて、さかのぼれる限り交付してください。

廃棄などで交付できない分がある場合は、その旨を教えてください。

窓口へ出向く前に、次のこともご確認ください。

- ほかの市区町村の古い戸籍が多いと、その日のうちに交付されず、後日改めて受け取りに行くことがあります。時間に余裕のある日に出向くと安心です。
- 窓口へ出向けないときや、コンピュータ化されていない一部の戸籍を請求するときは、本籍地の市区町村役場へ郵送で請求します。巻末の「付録　窓口へ出向けないとき」をご覧ください。

四　受け取ったら確かめること

直系のご先祖さまが全員そろっているか

受け取った戸籍で、直系のご先祖さまの亡くなった日を一人ずつ確かめます。直系のご先祖さまとは、ご自身から見て父母、祖父母、曾祖父母と続く方々です。

- ご存命の方を除き、亡くなった日の記載がない方がいれば、その方の亡くなった日が記された戸籍は、まだお手元にありません。その代の戸籍を、改めて請求します。
- 明治19年の様式の戸籍で、戸主の前の代として氏名だけが記された方は、亡くなった日の記載がなくてもかまいません。その方より古い戸籍は取り寄せられないためです。
- 窓口でまとめて受け取った戸籍は、取り漏れに気づきにくい傾向があります。その場で、ご先祖さまを並べた簡単な図（下の例）を書いて確かめておくと確実です。

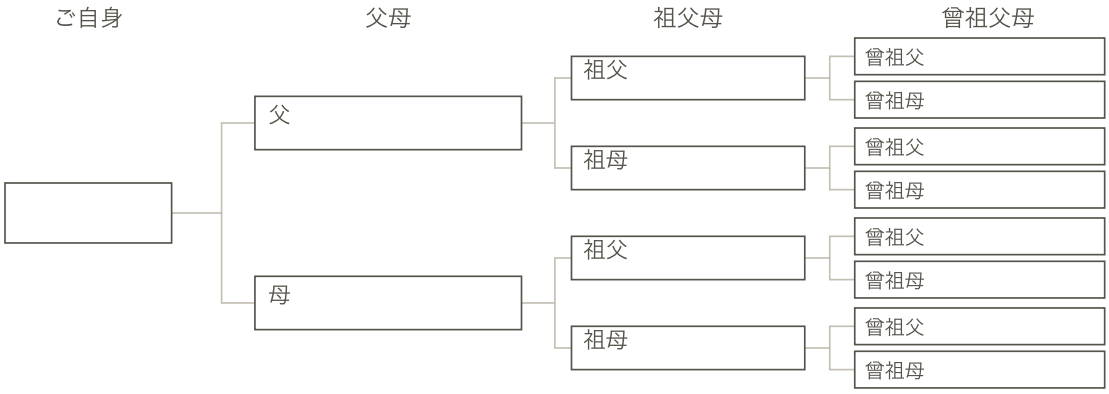

ご先祖さまを並べた図の例

写しの残し方

- 受け取った戸籍は、一枚ずつ真上から写真に撮っておくと、ご家族にも見せやすくなります。
- 撮った写真には、綴じられた順に番号を振ります。
- 原本は折らずに保管します。

手元の戸籍で分かること

- 明治時代（1868〜1912年）の本籍地（村の名）
- ご先祖さまの氏名、生年月日、家を継いだ年
- 分家や養子、婿入りなど、家の移り変わり

戸籍でたどれるのは、江戸時代の終わりごろまでです。それより前は、本籍地の村に残る地誌や郷土史、古文書などの記録から一族のあゆみを調べます。

五　綴がお手伝いできること

綴は、名字と明治時代の本籍地を手がかりに、土地に残る江戸時代以前の記録を調べます。その結果を、家のあゆみとしてまとめます。戸籍の請求はご本人が行い、その先の調査と結果を一冊にまとめる作業は、綴が承ります。

綴・一葉　3,000円（税込）

- A4用紙の両面に、名字がどの地域に多く分布しているか、本籍地がどのような土地なのかをまとめます。
- 家系について、一文で説明を添えます。
- 名字と明治時代の本籍地が分かれば、戸籍を取り寄せる前でもお申し込みいただけます。
- 一葉をお読みいただいた後で、本格的な調査を行う綴・見立帖へ進むかどうかをお決めいただけます。

お申し込みの方法と見本は、ホームページをご覧ください。
https://shume.jp/tsuzuri/　　メール　tsuzuri@shume.jp

付録　窓口へ出向けないとき

窓口へ出向けないときは、本籍地の市区町村役場へ郵送で請求します。コンピュータ化されていない一部の戸籍は広域交付の対象外のため、この方法で取り寄せます。

- 役場のホームページに郵送用の請求書の様式が掲載されていることが多いため、まずはそれを使います。
- 様式が見当たらないときは、4頁の「窓口で渡すメモ」と同じことを紙に書いて送ります。
- 本籍に加えて、その戸籍の筆頭者（古い戸籍では戸主）の氏名も書きます。

同封するもの	補足
☐ **請求書**	役場の様式か、メモと同じことを書いた紙
☐ **本人確認書類の写し**	運転免許証かマイナンバーカードの表面
☐ **直系であることを示す戸籍**	本籍地が変わっている場合など、役場から求められたとき
☐ **定額小為替**	郵便局で購入します。通数が分からないときは多めに入れ、余りは返送してもらいます
☐ **返信用封筒**	切手を貼り、ご自身の住所と氏名を書きます